

フードドライブについて

◆フードボックスに届けられた食品

- ・お米
- ・乾麺類
- ・お茶
- ・ペットボトル飲料
- ・缶飲料
- ・お菓子 …など

ご協力いただき
ありがとうございました。

★多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷の玄関入口に フードボックスを設置しています★



【フードボックスに入れていただきたい食品】

※未開封で賞味期限が1か月以上残っているものでお願いします。

- 缶詰類、レトルト食品、インスタント食品、瓶詰類、乾物類、ふりかけ、乾麺など。
- お米も大歓迎です。

皆さまのあたたかいご協力をお待ちしています。

*これらの食品は、困っておられるご家庭等の必要とされる方へお届けします。

～あなたが主役“おたがいさま”の地域づくり～

ふくしたか

2025 年
11 月号

困ったときは「とりあえず・なんでも」ご相談ください。
社会福祉協議会では、相談窓口を開設しています。



心配ごと相談所

みなさんの暮らしの中の心配ごと、悩みごとなど何でもご相談ください。

※予約はいりません。秘密は厳守されますのでお気軽にお越しください。

時間 午前9時～午前11時まで
場所 多賀町総合福祉保健センター
ふれあいの郷 ボランティア室
相談日 令和7年11月17日(月)
令和7年12月16日(火)

弁護士による

無料法律相談

日常生活における悩みの中で、法律的な知識が必要な問題に対して、弁護士が相談をお受けします。秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

時間 午後1時30分～
場所 多賀町総合福祉保健センター
ふれあいの郷 ボランティア室
相談日 令和7年11月25日(火)
令和7年12月23日(火)

※相談を希望される方は、事前に電話でご予約ください。1日3組限定です。(先着順)



生活困窮者自立支援制度

- 収入が不安定で家賃や税金の支払いが難しくなってきた。滞納している。
- お金のやりくりがうまくいかず、家計が困っている。
- 長く働いた経験がなく、仕事に出ることに不安を感じている。

*もう一人で悩まないで！

あなたのお悩みをご相談ください*
(相談無料・秘密厳守)



地域福祉権利擁護事業

- お金の管理に困っている
- 通帳やハンコ、財布を置き忘れる
- 福祉サービスなど生活費がうまく使えない
- 福祉サービスなど申請手続きや契約の方法が難しい
- いつも探し物をしている
- 不安を口にしている

生活費の相談や通帳やハンコ、証書などの預かり



ご近所の高齢の方や、
離れて暮らしておられる
親御さんなどにこのような
ことはありませんか？



◆表紙写真…わた SHIGA 輝く障スポ 2025 に出場される小島慎弥選手の壮行会のようすです。

【編集・発行】社会福祉法人多賀町社会福祉協議会

犬上郡多賀町多賀 221 番地 1 多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内

電話：0749-48-8127 / 有線：2-2039 / FAX：0749-48-8140

ホームページ：https://www.taga-shakyo.or.jp

Email：tagashakyo@ex.biwa.ne.jp

▼ホームページ



【お問い合わせ・相談先】

社会福祉法人多賀町社会福祉協議会 多賀町総合福祉保健センターふれあいの郷内

電話：0749-48-8127 / 有線：2-2039

8時30分～17時15分(土日祝日・年末年始を除く)

令和7年度

歳末たすけあい運動が始まります

12月1日から12月31日までの1ヶ月間、全国一斉に「歳末たすけあい運動」が展開されます。
多賀町社会福祉協議会では、新たな年を迎えようとするこの時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな福祉事業を行ってまいります。

皆さまのあたたかいご支援をお願いします。



【募集のお知らせ】

*歳末たすけあい募金配分事業

支援を必要とする方が、少しでも温まる年末年始を迎えられるように、配分金(激励金)をお渡ししています。
下記の対象となる方で、配分金(激励金)を希望される方は、地域の民生委員・児童委員または多賀町社会福祉協議会へご相談ください。

◆対象世帯

- ①ひとり親世帯 : 18歳(高校3年生相当)までの子どもがいる世帯
- ②高齢者世帯 : 概ね75歳以上のひとり暮らしや高齢者のみで生活されている世帯
- ③障がい児・者世帯 : 障がい児・者がいる世帯
*障がい児・者とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している人
- ④その他上記に準ずる世帯

①～④の世帯で、経済的支援を必要とする低所得の世帯の方を対象としています。

低所得の基準は、おおむね生活保護基準に準ずるなど、特に生活困窮と認められる世帯としていますが、
ご不明な点がございましたら、多賀町社会福祉協議会にお問い合わせください。
提出いただいた申請書を審査の上、配分の可否を決定いたしますが、配分金は予算の範囲内となります。
(昨年度実績 10,000 円/人) ※なお、生活保護世帯は対象となりません。

配分が決定した世帯へは、**担当区の民生委員・児童委員が訪問をし、ご自宅にお届けします。**
※申し込みされた情報は、担当の民生委員・児童委員に提供しますので、あらかじめご了承ください。

◆申込期限

令和7年11月28日(金)までにご提出ください。

◆申請書につきましては、社協または担当地区の民生委員の方よりお受け取りいただけますので、ご確認ください。

多賀町社会福祉協議会 電話 48-8127 有線 2-2039

高校・大学等へ進学予定の方・在学中の方

教育支援資金貸付のご案内

「教育支援資金」は、資金を貸し付けることにより、進学や就学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげることを目的としています。

就学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援をする制度です。

- ◆対象となる世帯 : 低所得世帯(条件等はお問い合わせください)
- ◆申請について : 借入申込者は進学されるご本人となります。
*申請から貸付可否の決定まで、1ヶ月程度かかります。
- ◆必要書類 : ①合格(入学)証明書、在学中の場合は在学証明書
②借入する金額がわかる書類等(学校にかかる経費が記載されたもの)



お問合せ 多賀町社会福祉協議会
電話:0749-48-8127 有線:2-2039

まずは、お電話で
お問い合わせください。

9月13日土曜日

ふれあい食堂を開催しました！

ふれあい食堂とは？

多賀町にお住まいで障害者手帳をお持ちの方と、そのご家族を対象に、本イベントを開催しています。参加される皆さまが、安心して過ごせる「ほっと一息つける場所」となるよう企画しました。

参加者同士が日ごろの悩みや想いを気軽に話し合える交流の場としてもご活用いただけたらと考えています。
また、地域のボランティアの皆さんの協力を得て開催しているため、地域の方とも交流していただけるようになっています。



当日の様子

当日は夏祭りをイメージし、子どもたちの遊び場としてスーパーボールすくいやヨーヨー釣りを用意しました。
また、多賀町役場福祉保健課の職員によるバルーンアートや、NPO 法人「芹川の河童」の皆さんによる皿回しやコマ回しの体験もあり、大いに盛り上がりしました。
さらに、多賀町赤十字奉仕団の皆さんにはたこ焼きを、民生委員の方々と子育てサークル「たんぽぽ」の皆さんにご協力いただき、焼きそばやポップコーンを提供しました。
日世株式会社さんにはソフトクリーム機を持参いただき、参加者の皆さんに巻き体験を行っていただきました。



今回のふれあい食堂も、地域の企業・団体の皆さま、そしてボランティアの方々のご協力により、無事開催することができました。心より感謝申し上げます。
次回も、参加者の皆さまが楽しく親交を深められるような、魅力あるイベントを企画してまいります。
ぜひご参加ください！

ボランティアグループ

ひまわりの会の活動報告



月に1回集まり、手芸や工作などを通して楽しく活動されている「ひまわりの会」の皆さまに、今回は高齢者見守り活動の一環として、心温まるメッセージカードを作成していただきました。
皆さまが心を込めて作ってくださった素敵なカードは、民生委員の皆さまの手により、町内の見守り対象となっているご高齢の方々へお届けすることができました。
ご協力いただいた皆さま、ありがとうございました。

